

かみのかわ

議会だより



Kaminokawa



新4号国道五分一跨道橋の開通式

No. 148

平成25年2月

◆編集発行◆

上三川町議会広報調査特別委員会
〒329-0696
栃木県河内郡
上三川町しらさぎ一丁目1番地
TEL 0285 (56) 9161

◆ 今月の内容 ◆

1 2月定例会議決事項	2 ~ 3
1 0月臨時会議決事項	3
常任委員会等研修報告	4 ~ 5
ここが聞きたい 一般質問	6 ~ 15
議会の仕組み、編集後記等	16

■12月定例会■10月臨時会■

全議案を原案可決

いのよしなじが
決まりました

定例会

平成24年第7回町議会定例会を
12月3日から11日まで、9日間の
会期で開きました。

同意

◆ 監査委員の選任につき同意を
求ることについて
満了となる館野治信氏の再任に同
意しました。

質問

◆ 人権擁護委員の推薦につき意
見を求ることについて
3月31日をもって任期満了とな
る小久保美枝子氏の後任として、
田中則子氏の推薦に同意しました。

る岡本貞子氏の再推薦に同意しま
した。

条例改正

◆ 議会の議員その他非常勤の職
員の公務災害補償等に関する条例
を廃止する条例の制定について

◆ 上三川町交通安全指導員設置
条例の一部を改正する条例の制定
について

◆ 上三川町立学校の学校医、学
校歯科医及び学校薬剤師の公務災
害補償に関する条例を廃止する条
例の制定について

◆ 公務災害補償の事務処理を、栃
木県市町村総合事務組合による共
同処理することになったため、條
例の一部を改正しました。

◆ 特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定につ
いて

◆ 特別職の非常勤職員で、報酬を
日額で定めている委員等への支給
方法の改正、並びに対象となる委
員の追加と削除を行うため、条例
の一部を改正しました。

◆ 上三川町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の制定
について

◆ 上三川町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の制定
について
人事院勧告に準拠し、50歳代
後半の昇給を抑制するため、条例
の一部を改正しました。

道路の廃止・認定

◆ 町道路線の認定について
北関東自動車道の整備に伴い町
道等の付け替えが行われた道路に
ついて、町道の廃止・認定を決定
しました。

を平成27年度から廃止するため、
条例の一部を改正しました。

◆ 上三川町遺児手当支給条例の
一部を改正する条例の制定につい
て

◆ 国の税制改正において、年少扶
養控除及び特定扶養控除の上乗せ
分が廃止された影響を生じさせな
いため、条例の一部を改正しまし
た。

◆ 人権擁護委員の推薦につき意
見を求ることについて
3月31日をもって任期満了とな
る小久保美枝子氏の後任として、
田中則子氏の推薦に同意しました。

◆ 上三川町税条例の一部を改正
する条例の制定について
国の税制改正に伴う改正、及び
納期前納付における報奨金の交付

指定管理者の指定

町施設の維持・管理運営を行っている指定管理者の指定期間が満了するため、再募集し選定されたため、決定しました。

指定管理者について、決定しました。

上三川町体育施設及び都市公園施設の指定管理者の指定について

(3) 第148号

◆ 国民健康保険事業（第2号）
4,991万5千円を追加

前年度事業費の額の確定に伴う精算等による補正です。

◆ 介護保険事業（第2号）

613万8千円を減額
人件費等一般管理費の減額に伴う補正です。

◆ 公共下水道事業（第2号）

354万4千円を追加
公共污水栓設置の増加に伴う工事費請負費の増額等のための補正是です。

◆ 農業集落排水事業（第1号）

200万2千円を追加
電気料金値上げに伴う光熱水費の増額等のための補正です。

◆ 水道事業（第1号）

605万2千円を減額
人件費等一般管理費の減額に伴う補正です。

◆ 議会の委任による専決処分事項（本郷小学校耐震補強・大規模改修工事請負契約の変更）

2億6,853万7千5百円
変更後の契約金額

◆ 議会の委任による専決処分事項（本郷小学校耐震補強・大規模改修工事請負契約の変更）

409万5千円
変更契約金額

◆ 町長の専決処分事項の承認

平成24年12月4日告示、12月16日投開票の衆議院議員総選挙に伴う一般会計補正予算（第3）の専決処分について、承認したもので

す。
補正額 1,387万3千円の追加

臨時会

平成24年第6回町議会臨時会が10月24日に開催されました。

報告

◆ 議会の委任による専決処分事項（上三川中学校耐震補強・大規模改修工事請負契約の変更）

上三川中学校耐震補強・大規模改修工事の変更
変更契約金額

契約

◆ 工事請負契約の締結について（明治南小学校耐震補強・大規模改修工事）

契約の相手 館野建設株式会社
契約金額 1億2,705万円

◆ 議会の委任による専決処分事項（坂上小学校耐震補強・大規模改修工事）

契約の相手 竹石建設株式会社
契約金額 1億1,949万円

報告

◆ 工事請負契約の締結について（坂上小学校耐震補強・大規模改修工事）

契約の相手 竹石建設株式会社
契約金額 1億1,949万円

◆ 議会の委任による専決処分事項（町有施設に係る事故の和解について）

町有施設に係る事故の和解について報告がありました。

報告

◆ 議会の委任による専決処分事項（町有施設に係る事故の和解について）

町有施設に係る事故の和解について報告がありました。

議員派遣

◆ 常任委員会研修
経済建設常任委員会研修

目的 地域おこし・まちおこしについて

期日 1月24・25日

場所 新潟県方面

補正予算

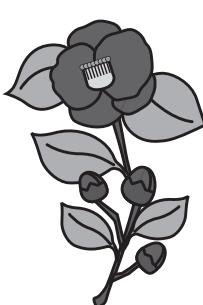
◆ 一般会計（第4号）

5,960万6千円を追加
当面する課題に適切に対応するとともに、額の確定及び確定見込みによる補正です。

承認

◆ 町長の専決処分事項の承認

平成24年12月4日告示、12月16日投開票の衆議院議員総選挙に伴う一般会計補正予算（第3）の専決処分について、承認したもので



議員研修

他市町村の事業で、すぐれたものや、本町でも取り入れ可能な事業を研究するため、視察研修を行っております。報告書の抜粋を掲載します。

総務文教常任委員会報告
委員長 田村 稔



平成25年2月

総務文教常任委員会では、10月10日・11日、長野県の佐久穂町、東御市を視察地としました。佐久穂町は人口約1万2千、世帯数約4千三百の町で、ここでは小学校統合と小中一貫教育への取り組みを研修しました。

佐久穂町には小学校4校、中学校2校がありますが、人口減少・少子化により年少人口の大幅な減少が予測されており、加えて、各

学校施設の老朽化も進んでいます。平成20年に保護者（住民）からの提案で学校統合への取り組みが始まり、保護者や地域との協議を行っておりました。報告書の抜粋を掲載します。

委員長 田村 稔

2日目の東御市は、面積は当町の2倍強の山間地で、人口は約3万1千人。ここではデマンド交通システムを研修しました。

JR在来線廃止代替バス、市営バス等が混在し、市町村合併前のシステムが踏襲されるなかで、平成17年度に交通システム検討委員会が設置されて検討が始まり、18年4月に基本方針が決定し、10月から運行されています。

運行主体は、地域活性化や市中地商業振興等の観点から東御市商工会に委託をし、商工会内の配車センターにおいて契約職員4名が交代制で5エリア各1台、利用

で、平成21年には統合と一貫教育という町の方向性が提示され、平成27年度統合小中学校開校（開校時、町内全児童・生徒約八百名の統合校）に向け、修正協議と学校建設が進められています。

統合、一貫によるデメリットも懸念されるが、それをメリットに変えていくのが教育との言葉に、住民と行政が共通認識のもと、その目的に向かって進む姿に感銘し、わが町にも反映させてゆくべく、研修議員一同心新たにしました。

者増に対応する2台の計7台の配車を行っています。

利用状況は23年度では241日運行し、約4万2千人、一日平均174人の利用があります。

利用世代は、70代から80代が79%。目的別では、医療機関31%、買い物22%等と高齢者の日常の交通手段として重要です。しかし、あくまで健常者の交通システムであり、介助を必要とする人については、別途福祉車両での対応をしていると説明がありました。

本町でも3月よりデマンド交通システムの運用が開始され、この研修結果をさらなる住民サービスの向上に反映させていきます。

厚生常任委員会報告
委員長 貝賀 芳夫

厚生常任委員会は、10月10日・11日、長野県佐久穂町・東御市に、デマンド交通システムについて視察研修を行いました。

地方公共交通機関が衰退するなかで、地域住民の生活確保の為に、自治体による運行が行われていますが、赤字解消や町村合併による広域化、効率化が求められています。そこで、本町でもデマンド交通システム開始にあたり、先進地の事例を視察しました。

「佐久穂町新交通システムの基本方針」として

- ①代替バス、巡回バス、福祉タクシーを発展的に解消し、誰もが利用可能なシステムとする。
- ②合併後の地域間交流を促進するため、町内の移動を重視する。
- ③コスト低減と柔軟な運行体制とする観点から、公共的団体を運営主体とし、運営経費の欠損分について、財政支援を行う。
- ④運行システム等の導入経費は町が全面支援する。
- であり、「導入経費」として左記を必要としたとの説明を受けました。

①システム構築1,750万円
②車両10人乗り4台
1,250万円
③その他計画策定等400万円
④導入経費計3,400万円

システム運用後の利用状況は、
①総利用者数24,072人
②身障者施設・通院利用
③利用年齢層は70代、80代
利用者の50.2%を占める。
身障者や高齢者の利用が多く交通弱者の移動手段として活用されているが、利用者総数の増大や車両の更新が課題となっています。

東御市でも同様の目的で視察を行いました。

「東御市新交通システムの
基本方針」として

① 新交通システムは、朝夕の通勤・通学の時間帯と昼間の時間帯に分けて、2つの運行方式を組み合わせたものとする。
ア 朝夕の通勤・通学の時間帯は定時・定路線での運行方式とする。

イ 昼間の時間帯については、需要に応じて、戸口から戸口へと送迎する運行方式（デマンドシステム）とする。

② 運行主体については、経費削減と柔軟な運行体制を図る観点から公共団体を選定し、システム構築経費及び運行経費の欠損分について、応分の財政支援（補助金の交付）を行うものとする。

運行後は、地域住民のなくではならない交通手段として活用されています。本町に導入されるデマンド交通システムにおいても、高齢者（交通弱者）の移動手段として、広く利用されることを期待しています。

議会運営委員会・広報調査特別委員会合同行政視察研修報告

委員長 宮崎 哲

議会運営委員会と広報調査特別委員会は、10月25日と26日に、静



岡県沼津市では「会議録作成システム」について、神奈川県秦野市では「議会活性化」をテーマにそれぞれ視察研修をしました。

沼津市は、話した言葉を文字化する「音声認識システム」を効率的な議会運営とそれによる活性化を目的として、議事録作成支援のため導入しました。

システム導入により、会議録作成時間の短縮や作成業務の廃止、時間外勤務手当への削減等の効果があつた。その後、会議録検索システム、本会議映像配信システムを導入し、インターネットによる情報発信にも努めてきました。

音声認識システムの経費は、リース料総額約3,000万円、映像配信システムは約2,600万円、保守点検として毎年約75万円かかるとのことでした。

めざして積極的に活動していくます。



議運広報研修

秦野市議会の議会活性化特別委員会を設置し、委員長から付託を受け議会基本条例の制定に向け小委員会を設置しました。この委員会は各会派ごと、5会派5人で組織され、各委員は委員会で議論した内容を各会派にて意見交換を行い次の委員会に反映しています。また、活性化活動内容としては、本会議インターネット映像配信、有識者による議員研修会の開催、議会報告会の開催など順次実施してきました。また、特別委員会では議会基本条例の制定につなげるため、検討課題を抽出し、各論（素案）を各団体代表と意見交換を行い、パブリックコメントを実施してきました。

インターネット映像配信では本会議当日の生中継及び編集後の録画映像を配信し、インターネットを利用していない市民にはDVD等での閲覧を可能としました。これらにより、一般質問では議長、副議長を除く全議員が毎回質問するようになり、さらに、市ホームページ閲覧率が3割上昇した等の成果が得られました。

今研修で視察した会議録音声認識システム、本会議インターネット映像配信の導入は費用対効果等、研究の必要があり、議会活性化検討会で十分に議論を交わし、議員全員で「町民に開かれた議会」を

●宮崎 哲 議員

- ・公立小中学校の教育

●稻見敏夫 議員

- ・教育行政
- ・子育て支援
- ・農業振興

●稻川 洋 議員

- ・田川ふれあい公園
- ・暴力団排除条例施行後の町の取り組み

●高橋正昭 議員

- ・小中学校の教育
- ・既存公園の有効活用

●稻葉 弘 議員

- ・防災と減災
- ・良質な住環境をめざして
- ・公共施設を活用しての発電
- ・障がい者の自立支援
- ・学童の安全対策

●田村 稔 議員

- ・住民サービスの向上
- ・子育て支援
- ・小中の教育体制
- ・学力向上
- ・コミュニティスクール
- ・小中いじめ対策
- ・デマンド交通
- ・いきいきプラザ指定管理契約
- ・いきいきプラザ指定管理
- ・町長の公約

●北山トヨ 議員

- ・町長マニフェスト
- ・いきいきプラザ設置後の効果
- ・商工振興対策

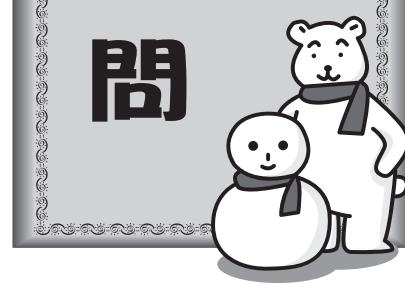
●上村康幸 議員

- ・通学路の安全対策
- ・小中学校音楽教育の充実と町の音楽文化の振興
- ・通学区域の再編
- ・マスコットキャラクターの活用
- ・有害鳥獣対策

●勝山修輔 議員

- ・事業仕分け
- ・農業委員会のあり方
- ・暴力団排除条例

ここが聞きたい 一般質問



9名の議員が質問

一般質問の内容は、質問・答弁を広報委員会で審査要約したものをお掲載しています。

公立小中学校の 教育について

文科省は、全国の公立小中学を対象に「いじめ」の実態把握をするために、緊急調査を実施するが、いじめについて緊急調査は実施されたか、又、実態はどうか問う。

答 教育長

7月に緊急調査を実施した。4月から7月に起つたいじめとしては、小学校5件、中学校25件と、報告されており重大な事態に至る恐れがあります。いじめについてはありません。

問 いじめに関するアンケート調査は実施されているか問う。

答 教育長 本町では、全小中学校



宮崎 哲 議員

でアンケート調査を計画的に実施しております。

明治中学校の生徒会は、いじめ撲滅にイエローリボンを発案し実行している。イエローリボンの活動を本町の小中学校全校に取り入れる考えはないか問う。

答

教育長 いじめを防止する方策としては、さまざまなものに取り組んでいることは大切かと思います。そのような有効な方法を、今後検討していくと思っています。



問 いじめに関する保護者向けリーフレットと、教職員向け統一マニュアルの活用を問う。

答 教育長 保護者向けに、人権教育・啓発資料を配布、教職員向けて「いじめの理解と対応」についてと「いじめ問題への取り組みについてのチェックポイント」を配布し、全小中学校共通した取り組みを実施しているところです。

保護者や市民らの責任を明記した岐阜県可児市「子どもいじめ防止条例」が成立した。本町も、子どもいじめ防止条例制定の考えはないか問う。

答 教育長 条例の制定も含めていじめ防止、いじめ撲滅について情報を収集して取り組んでいくたいと思っております。

問 保健室登校は、内申書評価（教室内評価）が悪いと言われるが事実か問う。

答 教育長 さまざまな理由により、教室での授業が困難な生徒にも、基準に沿って公正公平に評価されております。

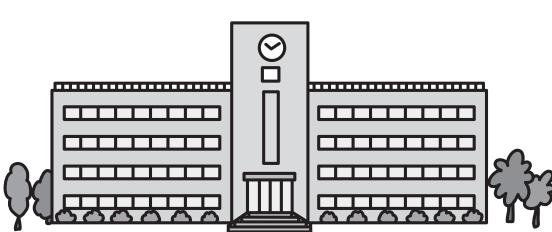
問 群馬県桐生市の工事現場で、足利市西中学3年生が死亡した。職場体験の目的は何か、又、本町での調査はされたか問う。

吹奏楽部の部費の流用事件が起きたことをどう思うか、又、補助金の増額の考えはないか問う。

答

教育長 部の活動費については原則、保護者に会計を任せ、チエック体制を確立するよう徹底を図ったところです。

補助金増額の考えについては、单一の部活動に対する補助金ではございません。



会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現する力を育成する。

町教育委員会として9月に実態調査を行い、本町においては問題がなかった事を確認しております。

稻見 敏夫 議員



教育行政について

答

教育長

教育長就任に当たつての決意と、教育行政についての所信を問う。

答 教育長 学校教育は人づくり、社会教育は地域づくりの理念を受け継ぐとともに、児童・生徒や学校を取り巻く新たな社会状況を敏感に受けとめ、今日的課題にも適切に対応していきたいと考えております。

所信としては、一点目「確かな学力の向上」、二点目「健全で豊かな心と体の育成」、三点目「教育力の結集」を大切に、児童・生徒の育成をしていきました。

問

教育長就任に当たつての決意と、教育行政についての所信を問う。

問

経済格差と教育格差が比例するという現実を踏まえ、学力格差解消のための町の施策も必要と思うが、教育長の考えを問う。

答

教育長 中学校においては、全放課後の学習に取り組んだり、全小中学校で、家庭の学習習慣づくりに力をいれております。

今後は、生涯学習で取り組んでいる、親学への取り組みをさらに進め、家庭内の教育力を高めるように、工夫してまいりたいと考えております。

問

ファミリーサポートセンター事業の利用状況について問う。

答

福祉課長 6月開所以来、11月末までに3,126人の親子が利用、今後の取り組みについて

問 子育て支援センターの利用状況と、今後の取り組みについて問う。

問

子育て支援センター



答

福祉課長 10月からから事業を開始し、提供会員7名、依頼会員2名、両方会員1名となっています。

今後も町民への積極的な事業周知に努め、会員の増加を図つてまいりたいと考えております。

農業の振興について

人・農地プランについて、町の実情を問う。

答

乳幼児のインフルエンザ予防接種に対し、一部助成も必要と

思うが町の考え方を問う。

答

町長 町の財政適正化計画及び近隣市町の状況を勘案して、慎重に検討してまいりたいと考えております。

答

産業振興課長 アンケート調査や地区説明会を開催し、人・農地プランを策定したところあります。今年度の交付対象者は、青年就農給付金が2名、経営転換協力金が10名を予定しています。今後は、制度の周知に努め、実効性のある計画となるよう進めてまいりたいと考えております。

答

町長 土地利用型経営体の一層の体质強化に努めてまいりたいと考えております。

問 土地利用型経営体に対する今後の町の取り組みについて問う。



田川ふれあい公園について

問 田川ふれあい公園の建設理念と利用者数の推移は。

答 都市建設課長 平成13年3月まで稼働していた清掃工場跡地利用の要望を受け、都市緑地としてパークゴルフ場や休養施設などを整備し、平成19年に開園した。

利用者数は平成19年度は1万3千人余、この間多少の増減はあるものの平成23年度は1万4千人余となっている。



稻川 洋 議員

問

利用者増と利便性確保のため、都

利用者の利便性も考慮して休業日の月曜日にも利用できるようにする考えは。



田川ふれあい公園（パークゴルフ場）

か。

答 都市建設課長 管理は条例に基づき、シルバー人材センターに委託して行っているが、引き続き協議しながら利便性向上に努める。人工芝マットについては、交換を考えている。

答 都市建設課長 町内全域の都市公園の利用状況を勘案しながら調査研究する。

施設増設の考えは。

活用してこの条例の周知にも力を入れるべき。

町の取り組みについて

暴力団排除条例施行後の

問 暴力団排除条例は暴力の未然防止にも必要なものと考えるが施行後の町の取り組みは。

答 総務課長 条例解説のリーフレットを全戸に配布し、また、町主催の会議やイベント時に県警派遣職員による講話やリーフレットの配布などを行っている。なお、町民の関心は高く、さまざまな団体より条例に関する講話等を実施して欲しい旨の要望が寄せられている。

問 この条例に関する講習会や研修などを何回行ったか。また参加した町民数は。

答 総務課長 2カ月間に9回の会合で実施し、参加者は延べ500人に達する。

問 参加した町民の反応は。

答 総務課長 熱心に聞いていただけだと認識している。



問 県警からの派遣職員を有効に

問 暴力団排除条例に基づく今後の施策の予定と将来に向けての展望は。

答 総務課長 今後とも町広報やホームページに掲載し町民への啓発活動を行う。町議会、町民、事業者との連携を図り町民への支援を通じて安心で安全な町づくりを目指す。

答 総務課長 総務課に暴力相談窓口を設置し、県警からの派遣職員とともに町民からの問題提起に対応する。

高橋 正昭 議員



小中学校の教育について

問 教育長の教育理念について問う。

答 教育長 教育行政を進めていく上で2点述べさせていただきまます。1点目、学校の自主性、自立性の確立です。地域に根ざした教育活動のみに止まることなく、各学校や地域の実態を踏まえ、子供達の成長のために自主性を発揮し、教育活動に取り組むことが大切と思います。2点目は、縦と横の連携です。基本的な生活習慣や社会性を身につけ、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成することが大切です。そのためには、9ヵ年を見通した教育の縦の連携が必要です。あわせて横の連携も大切です。そのためには、9ヵ年を見通した教育の縦の連携が必要です。あわせて横の連携も大切です。

問 当町の小中学校における図書館（学校図書館）の利用状況と子供達の読書について問う。

答 教育長 学校図書館に司書を配置する事業を実施しています。図書利用冊数は、年平均1

問 都市建設課長 町管理の公園の数はいくつあるか問う。

答 都市建設課長 都市建設課で力所、産業振興課で2力所の力所の公園を管理しております。

問 教育長 中学校学習指導要領では、部活動について「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明記されています。体も心も大きな伸長を見せる中学生にとって部活動は、学校生活の中で授業とともに非常に大きな場面、役割を占めています。

問 各校におけるクラブ活動（部活動）についての意義について問う。

答 教育長 小中学校で30件の「いじめ」問題が報告され、その内、解消されているものは93%となっています。スクールカウンセラーや施設により、解消に向け取り組んでいます。

0.1冊でしたが、配置後は、21.7冊と2倍以上増加し、平成23年度の利用冊数は28冊でした。また、利用回数は、一人当たり年平均5回でしたが現在では18回以上と大変よく利用されています。

模等が完備された公園はいくつあると考えるか問う。

答 都市建設課長 蓼沼親水公園、桃畑緑地公園、富士山公園の4カ所です。

問 商店街の空洞化と後継者に悩む商店街を応援するため、イベント会場として公園の開放は可能か問う。

答 都市建設課長 利用にすることは、公園施設利用手続を行っていただければ利用可能と考えています。



蓼沼親水公園

防災と減災について

問 災害時における、日本オイルターミナルの安全確保・確認はどうなっているのか。

答

総務課長 本町の地域防災計画において、災害に起因する危険物等による事故防止を行うため、町は県・事業者等関係機関と連携をとり、危険物施設の災害予防対策に努めることになつてゐる。危険物施設の日常の予防については、適時、石橋地区消防組合消防本部が消防法に基づき、必要な安全対策に関する指導を行つてゐる。

問

総務課長 災害時における、弱者対策はできているか。

答

総務課長 みずからの方だけで

稻葉 弘議員



は迅速な避難ができない、いわゆる災害時要援護者に対しても、生命や身体を災害から保護するため、地域防災計画に定めた、「上三川町災害時要援護者対応マニュアル」を作成し、災害時ににおける具体的な支援・援護活動をマニュアル化して、災害弱者対策を整備したところです。



良質な住環境をめざして

問 多功貯水場わきにおける土地埋め戻しの実施はいつになるのか。

答

農業委員会事務局長 この箇所については、平成24年5月15日付けで、農地法による農地の一時転用許可が出ている。転用目的としては、園芸用の赤玉土の採取であり、採取後は建設残土で埋め戻し、表土を戻して農地に復元する。現在の状況は、赤玉土の採取は完了し、埋め戻し作業に入る準備中、今後、町の土砂条例による特定事業の許可を取り建設残土で埋め戻し、完了時期は、平成24年12月31日の予定となっています。

公共施設の屋根貸しについては、いずれも面積が小さく、効率性、採算性の面からも疑問視されますが、新しい手法でありますので、先進地の状況を見ながら、メリット、デメリットを含め今後研究してまいります。

公共施設を活用しての発電

問 公共施設を活用しての発電について、屋根貸しの取り組みは。

答 町長 太陽光発電は、発電量は、首都直下地震の被害を想定した計画にはなつていらない。検討・修正・改正を行い、より実践的な防災対策を拡充していく。

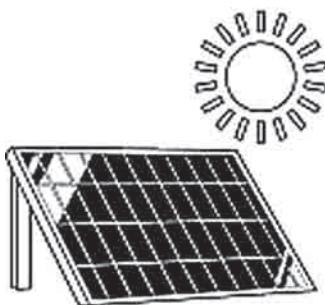
問 公共施設を活用しての発電について、屋根貸しの取り組みは。

答 町長 太陽光発電は、発電量は、首都直下地震の被害を想定した計画にはなつていらない。検討・修正・改正を行い、より実践的な防災対策を拡充していく。

障がい者の自立支援

問 ケアホーム・グループホームの建設は

答 町長 町が設置するのではなく、グループホーム・ケアホームを運営している社会福祉法人に、上三川町への設置について、整備誘導していく。



子育て支援

「放課後学童クラブ」（学童保育）の現況と取り組みについて

問 町長 現時点では、考えはございません。



学童クラブ

住民サービスの向上

問 0歳から中学3年生までの子どもに関する業務の窓口一本化 「子ども課」の設置について、同じ人口規模の高根沢町は、「子ども未来課」を設置。その後、全国の自治体が、名称は違いますが、子育て支援の一環として課を設けている。本町の考えは。



田村 稔 議員

小中の教育体制

問 小・中一貫教育について本町の考え方、取り組みは

答 教育長 平成22年度に設けた教育条件整備検討委員会の報告書では、「小中一貫教育制度を取り入れることより、小中連携の充実を図っていくことが適切と考えます。」とのことでした。なお、その時の提言1点目、全学校教職員間での共通理解を図る行動連携の工夫・改善。2点目、小中教員の

答 町長 近い将来、6年生まで受け入れられる体制づくりを検討していきたいと考えております。

学力向上

問 次年度、児童・生徒の学力向上策は。

答 教育長 次の3点を計画 ①通常の学級以外の場での個別指導や小集団指導。②指導する教員の力量を高める。③家庭との連携に向けた取り組みの推進を、図っていきたいと考えています。

デマンド交通

問 平成25年に実施しますデマンド交通について、既に契約してしまったが、3点質問します。①入札時のプロポーザルはどういうな提案があったか。②契約金額の詳細は。③利用見込み客数は。

答 企画課長 ①予約電話フリーダイヤル化、ワンボックスカー導入、独自の配車システム構築の提案がありました。②人件費として、運転手2名、オペレーター1名、管理者1名計4名で3,193万円。車両の燃料費

相互授業参観・研究協議の充実、また教員による一日学校体験。3点目、小学生と中学生の交流の場の充実に、学校全体で取り組んでいる。

いきいきプラザ 指定管理契約

問 地元事業者発注機会がないことに対する町の考えは。

答 町長 オープン当初から町民の優先雇用や地元事業者で対応可能なものは、優先的に地元業者に発注するよう指導しております。

問 指定管理者グループに今までの3社から1社、メンテの部分で入った。商工会、建設業界、造園業界等から下請けでなくJVに入る要望はなかつたか。

答 町長 JVの中に町の業者が入りたいというような要望は、私としては確認しておりません。

2台503万台。車両費2台プラス予備車両1台655万台。施設費556万台。システム費及びパソコン等通信料、電話料等289万台。事務所消耗品39万台消費税等その他経費535万台合計5,770万台です。

③1日50名を想定しております。

北山 トヨ 議員



いきいきプラザ 設置効果について

答

保険課長 医療費、国保では、昨年度に比べて増加率が大きくなっています。いきいきプラザを活用し、国保事業の運営健

問

医療費削減効果はどのようになったのか。

答

町長 大変きびしい状況の中でも有効的、効果的な施策を推進していきたい。



マシンスタジオ

全化計画を積極的に推進し医療費の抑制に努めています。

膨大な建設費をかけて平成20年6月にオープンしたプラザは、医療費の抑制、福祉の向上、健康維持増進の目的などで、現在、効果がどのように表れているか。

商工振興対策について

答

福祉課長 町民相互の交流の場を提供する施設として運営され、

効果がどのように表れているか。

問

第6次総合計画で商業振興、魅力ある商店街の形成再生に向けた検討をどのような形で考へているのか伺います。

答

町長 商工会と連携しながら町民が集う元気な商店街となる各種の商業振興施策を進める必要があると考えております。

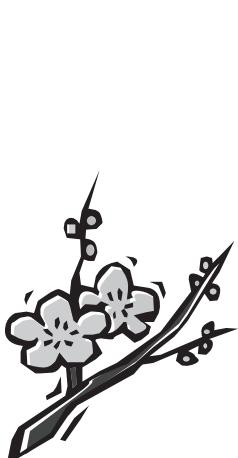
問

平成24年度商工振興費は、8,340万2千円、全体の予算の8%、前年対比マイナス0.4%、県内26市町で25番目

であり、これでは商業振興は難しいと思うがどのように考えるのか。

答

町長 大変きびしい状況の中でも有効的、効果的な施策を推進していきたい。



町長のマニフェストについて

町長の施策の実行確保について伺います。残された任期2年6ヶ月の中で、町長の各事業実行計画はどのようになっているか。

答 町長 公約の実施はすぐに着手できるもの、中長期的に取り組むものと整理し、財源の確保が出来次第、実施計画に計上し予算化を図り、中長期に進める事業は、財源や実施時期等について、検討を重ねた上で実施してまいります。

問 マニフェストとはどのような理解をされていますか。

答 町長 町民の皆様に示した実行

問 マニフェストの中で実行されたものはいくつあったか。

答 町長 18事業を掲げ着手したものが13事業として捉えております。

問 マニフェストの中で実行されたものはいくつあったか。

答 町長 上三川町で、これだけはやっていかなければならぬ事業は何か。

答 町長 すべて必要。予算のめどがついたものは先にやつていきます。

問 見直しの必要はありますか。

答 町長 社会情勢の変化に応じて見直して行くつもりです。

問 町政運営に当たって、100億の町の財源を持つ町長は、財源計画を踏まえた上での取り組みを考えて頂きたい。

答 町長 財源の裏付けがついたものから取り組んでいきたい。

平成25年2月

上村 康幸 議員



通学路の安全対策について

問

本年9月、文科省より公表された通学路の緊急点検の結果とそれを受けての今後の対策について問う。

答

教育総務課長 通学路の緊急点検については、各学校が保護者等の協力を得て通学路の点検を行い、交通安全の観点から危険があると認められた町内の危険箇所43ヶ所の現地確認を行なっています。関係機関として、町教育委員会、各小学校、町都市建設課・宇都宮土木事務所及び下野警察署と合同点検を実施したところです。

問

町の音楽教育の充実と、生涯を通じて音楽に親しむ環境として、音楽文化の振興を図る考えは。



狭隘道路

が必要な箇所の状況や危険箇所の改善対策について、10月24日に関係機関で対策検討会議を実施しました。

各対策検討事項の内容については、県関係機関を含み、各関係管理者と調整中であり、本年中には検討結果がまとまる予定です。

今後は、予定される対策内容を各関係機関で共有し、対策が必要な箇所については着実に計画的に実施されるよう協議していきたいと考えており、また、児童が安心して安全に通学できるよう、継続して関係機関と一緒に携した安全対策に取り組みたいと考えています。

答

生涯学習課長 学校音楽教育は、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てると共に、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化への理解を深め、豊かな情操を養うことを目指します。音楽教育には指導者が重要であり、研修会等への参加による指導力の向上、コンクール参加等にも積極的に取り組みます。

町では音楽活動や芸術活動等の文化振興を図るため、上三川町文化協会を支援しており、町民へ参加を呼びかけ、町の文化活動を発展振興します。

こうしたことから、被害防止策として、本年度に有害動物捕獲箱を2個購入し、被害防止を目的として捕獲する町民に捕獲箱の貸出をしています。貸出実績は、トマト、イチゴ、トウモロコシ、モモ、スイカで計7件です。

害が急増し、その対策として捕獲が全国的に行われ、捕獲数も急増しています。

なかでも、特に果樹に対する被害が報告されており、本町でもイチゴ、トマト、トウモロコシ等の被害が多く、地域的に

答

生涯学習課長 学校音楽教育は、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てると共に、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化への理解を深め、豊かな情操を養うことを目指します。音楽教育には指導者が重要であり、研修会等への参加による指導力の向上、コンクール参加等にも積極的に取り組みます。

町では音楽活動や芸術活動等の文化振興を図るため、上三川町文化協会を支援しており、町民へ参加を呼びかけ、町の文化活動を発展振興します。

こうしたことから、被害防止策として、本年度に有害動物捕獲箱を2個購入し、被害防止を目的として捕獲する町民に捕獲箱の貸出をしています。貸出実績は、トマト、イチゴ、トウモロコシ、モモ、スイカで計7件です。

農業委員会について

問 農業委員会議事録とは、行政の中ではどのような扱いか。また、どのような拘束力を持つのか。

答 農業委員会事務局長 議事録は、会議の内容をすべて正確に記録した文書であり、議事の内容審議の経過、議決事項などが記録されており、会議の経過や結論を保管することによって会議の証拠となり、後日、会議内容を確認するのに役立つこととなります。

また、議事録を公開することによって農業委員会総会における審議経過が明らかになり、透明性が確保できることになります。



勝山 修輔 議員

問 上三川の農業委員会に、新規就農するために農地法3条の申請及び基盤の許可基準などありますか。農地法第3条と農業経営基盤法との違いを説明願いますか。農地法第3条には、異議の申し立てが出来るが、基盤法での異議の申し立ては出来ないとあります。

答 農業委員会事務局長 新規就農者の方に限らず、農地の貸し借り等は農地法3条に基づいて行われることになり、第2項にそぞの認可基準が定められています。また、さらに詳細に国が農地法関係事務に係る処理基準を定めていますので、これらの法律基準に基づき事務処理を行っています。

問 事務局長でも課長でも構いませんが、私が聞いているのは、許可基準がありますからお聞きしたいと言っているのです。基準がありますか、ないですかお答えください。

答 農業委員会事務局長 上三川町独自のものはありません、事務処理にあたっては、先ほどの基準で処理します。

どの基準を満たすのでしょうか。



問 農業委員会事務局長 上三川町農政局や栃木県農政部の判断基準と同じだという考え方でよろしいのでしょうか。

答 農業委員会事務局長 町の農業委員会は、国が定めた処理基準、あるいは、県が定めております農地法関係事務処理の手引きに基づいて審議をさせていただいているので、同じというふうに考えております。

議会の構成

常任委員会委員長等の交代について

平成24年9月議会で、厚生常任委員長と広報調査特別委員長が、12月議会で、経済建設副委員長が交代しました。

厚生常任委員会委員長

新	旧	石崎
貝賀		幸寛

広報調査特別委員会委員長

新	旧	石崎
稻葉		芳夫
弘		幸寛

経済建設常任委員会副委員長

新	旧	稻川
生出		慶一

議会を傍聴しませんか

町の重要な施策や、皆さんの身近な問題が審議されますので、ぜひお越しください。

3月定例会は、3月4日（月）からの開会を予定しております。
※ 日程等は、変更になる場合もあります。詳細は、議会事務局へお問い合わせください。

議会の仕組み

（一般質問）

一般質問は定例会において行われ、臨時会では許されていません。

一般質問とは、行財政全般にわたる議員主導による政策論議です。一般質問の内容は、町が処理する行財政全般が対象となり、国や他の自治体・団体等が所管する事務は質問の対象となりません。政策を建設的な立場で議論するもので、町行政に関係ないものや個人的な問題等は、質問として適正ではありません。また、あくまでも議員からの質問であり、執行機関の反論（反問権）は認められていません。

一般質問は「通告制」が採られています。通告制とは、定められた期間内に、質問の要旨を具体的に記載した「一般質問通告書」を議長に提出します。これは、質問者は質問の構成を練り、執行機関は十分な準備を整え、より深い政策論議ができるようにするためです。関連質問は、通告制の意義や議会運営の能率の面から原則として許可されないものです。

「質問」を行う目的と効果は、質問により執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせ、結果として、現行政策の変更や是正、新規政策を採用させるなどにつなげていきます。

全国町村議会議長会編集「議員必携」より

本町では、質問形式として「一問一答方式」を採用し、1つの質問項目ごとに質問と答弁がなされるので、質問と答弁がより明確になり、審議を深めることができます。さらに、再質問の回数制限を無くし、時間内であれば何度でも質問を繰り返すことができます。

議会だよりでは紙面的制約もあり、審議や質問内容は核心部分のみに留め、詳細は議会議事録を開してあります。ホームページでの閲覧等、その公開方法も順次利便性を高めます。まずは内容をより良いものへと向上させ、次にレイアウトなど体裁を整え、町の誇れる議会広報を目指します。これからも議会だよりにご期待ください。